

第75期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時15分）

開催場所

東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
株式会社共和電業 本社会議室
（後掲の会場ご案内図をご参照ください。）

CONTENTS

経営理念	1
第75期定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	20
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告書	38

株式会社共和電業

証券コード 6853

経営理念

社是

大会社たらんよりは、最良の会社たらん

信条

謙虚・誠実・努力

経営
ビジョン

計測を通じ、お客様と共に社会と人の安全を実現し、
安心な未来をつくる

共和電業グループは、計測を通じてお客様と共に社会と人の安全
を実現し、安心して持続可能な未来づくりに貢献していきます。

証券コード 6853
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1

株式会社 **共和電業**

代表取締役社長 田 中 義 一

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催の日時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 開催の場所 東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
株式会社共和電業 本社会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第75期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎添付書類のうち次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-ei.com/jpn/ir/index.html>) への掲載をもって提供しております。
 - ①業務の適正を確保するための体制およびその運用状況
 - ②連結株主資本等変動計算書
 - ③連結注記表
 - ④株主資本等変動計算書
 - ⑤個別注記表
- なお、監査等委員会および会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-ei.com/jpn/ir/index.html>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応についてのお知らせ

第75期定時株主総会における新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたします。

株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

当社の対応について

- 役員および株主総会の運営スタッフは、事前に検温を実施し体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 議長席は株主席との間隔を十分に取らせていただきます。このため、議案進行中、議長はマスクを外させていただきます。
- 受付等に消毒液を設置いたします。
- 株主様の安全を第一に考え、座席間隔を広く取らせていただくため、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

ご来場される株主様へのお願い

- 玄関において、非接触型の体温計等で体温を計測させていただきます。また、発熱が確認された株主様、あるいは体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けさせていただきます、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場される株主様におかれましては、入口における手指の消毒とマスクの着用をお願い申し上げます。

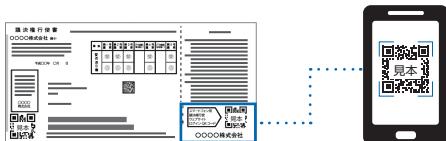
今後の状況により、株主総会の運営方法に変更等が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.kyowa-ei.com/jpn/ir/index.html>) にてお知らせしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

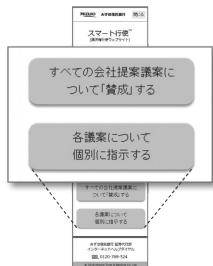
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
※ QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



初期「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 年末年始除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、事業基盤強化および将来の事業展開に備えるための内部留保充実をはかるとともに、株主の皆様への安定的かつ業績を反映した適正な利益還元を行うことを基本方針として以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、配当総額は、303,841,362円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月31日といたします。

2. その他剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えるための内部留保充実をはかるために以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	400,000,000円
-------	--------------

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	400,000,000円
---------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

定款一部変更する理由は次のとおりです。

(1) 役付取締役と執行役員の位置付けの明確化

当社は、業務執行に係る迅速な意思決定およびその実行を効率的に進めるため、執行役員制度を導入しております。定款において役付取締役と役付執行役員の定義を明確にすることで、業務執行体制の一層の機動的・効率的な運営を図るものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案の決議による定款変更の効力は、第15条の削除および新設を除き、本総会終結の時をもってその効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 [条文省略]</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>[新 設]</p> <p>第16条～第19条 [条文省略]</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第1条～第14条 [現行どおり]</p> <p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第19条 [現行どおり]</p> <p>(代表取締役、役付取締役および執行役員等)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>④ <u>取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条～第36条 [条文省略]</p> <p>(附則) 第1条～第2条 [条文省略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第21条～第36条 [現行どおり]</p> <p>(附則) 第1条～第2条 [現行どおり]</p> <p>第3条 <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則第3条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）田中義一、斎藤美雄、庄野誠一、国信 功、坂野浩義、西川清彦、舘野 稔の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、各候補者に関する当事業年度における職務執行状況ならびに業績等を踏まえ、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位および担当	第75期 取締役会 出席状況
1	再任	田中 義一	代表取締役社長執行役員	100% (14/14回)
2	再任	斎藤 美雄	常務取締役執行役員 (経営管理・生産・品質部門・関連会社 統括)	100% (14/14回)
3	再任	庄野 誠一	常務取締役執行役員 (営業・技術部門統括) 兼海外営業本部長	100% (14/14回)
4	再任	国信 功	取締役執行役員 国内営業本部長	100% (14/14回)
5	再任	坂野 浩義	取締役執行役員 経営戦略室長	100% (10/10回)
6	再任	西川 清彦	取締役執行役員 技術本部長	100% (10/10回)
7	新任	高野 二三夫	執行役員経営管理本部長兼 財務経理部長	—
8	新任 社外 独立	百瀬 崇子	—	—

候補者
番号

1

たなか ぎいち
田中 義一

再任

- 生年月日
1957年3月27日生
- 取締役在任年数
11年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
60,800株

略歴、当社における地位および担当

1980年4月 当社入社
 2005年1月 当社総務本部人事部長
 2007年1月 当社経営管理本部副本部長
 2011年3月 当社取締役経営管理本部長
 2015年3月 当社常務取締役経営管理本部長
 2016年3月 当社常務取締役執行役員
 2017年3月 当社専務取締役執行役員
 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

共和電業（上海）貿易有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

田中義一氏は2017年より当社専務取締役を務め、2019年より当社代表取締役社長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

さいとう よしお
斎藤 美雄

再任

- 生年月日
1959年3月27日生
- 取締役在任年数
9年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
28,700株

略歴、当社における地位および担当

1981年4月 当社入社
 2007年1月 当社内部監査室長
 2008年3月 当社常勤監査役
 2013年1月 当社理事
 海外統括本部長
 2013年3月 当社取締役海外統括本部長
 2016年3月 当社取締役執行役員海外統括本部長
 2019年3月 当社常務取締役執行役員海外統括本部長
 2020年3月 当社常務取締役執行役員経営管理本部長
 2022年1月 当社常務取締役執行役員（経営管理・生産・品質部門・関連会社統括）（現任）

重要な兼職の状況

株式会社山形共和電業 代表取締役社長
 KYOWA AMERICAS INC. 取締役社長
 KYOWA DENGYO (THAILAND) CO.,LTD. 取締役社長

取締役候補者とした理由

斎藤美雄氏は当社内部統制部門、監査役、海外統括部門の経験を経て、現在は常務取締役および山形共和電業の代表取締役社長、海外現地法人2社の取締役社長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

しょうの せいいち
庄野 誠一

再任

- 生年月日
1960年2月17日生
- 取締役在任年数
8年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の株式数
24,500株

略歴、当社における地位および担当

1982年4月 当社入社
 2005年1月 当社営業本部西日本営業部長
 2009年1月 当社営業本部副本部長
 2010年8月 当社営業本部副本部長兼海外部長
 2014年3月 当社取締役東日本営業本部長
 2016年1月 当社取締役営業本部長
 2016年3月 当社取締役執行役員営業本部長
 2020年3月 当社常務取締役執行役員営業統括兼海外営業本部長
 2022年1月 当社常務取締役執行役員(営業・技術部門統括)兼海外営業本部長（現任）

重要な兼職の状況

共和電業（上海）貿易有限公司 総経理

取締役候補者とした理由

庄野誠一氏は当社において国内および海外の営業部門責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は常務取締役営業統括兼海外営業本部長として営業展開に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

くにのぶ いさお
国信 功

再任

- 生年月日
1959年8月3日生
- 取締役在任年数
2年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 所有する当社の持株数
20,400株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 当社入社
 2009年1月 当社営業本部中日本営業部長
 2011年7月 当社営業本部副本部長
 2016年3月 当社執行役員営業本部副本部長
 2020年3月 当社取締役執行役員国内営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

国信功氏は当社において国内の営業部門責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は取締役国内営業本部長として営業展開に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

さかの ひろよし
坂野 浩義

再任

- 生年月日
1963年11月22日生
- 取締役在任年数
1年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（10/10回）
- 所有する当社の株式数
17,900株

候補者
番号

6

にし かわ きよ ひこ
西川 清彦

再任

- 生年月日
1964年2月23日生
- 取締役在任年数
1年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（10/10回）
- 所有する当社の株式数
21,100株

略歴、当社における地位および担当

1986年4月 当社入社
2013年7月 当社海外統括本部海外販売戦略室長
2016年1月 当社海外統括本部副本部長
2017年1月 当社技術本部副本部長
2019年4月 当社執行役員技術本部副本部長
2020年1月 当社執行役員経営戦略室長
2021年3月 当社取締役執行役員経営戦略室長（現任）

重要な兼職の状況

タマヤ計測システム株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

坂野浩義氏は当社海外統括部門、技術部門の経験の責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は取締役経営戦略室長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。

略歴、当社における地位および担当

1986年4月 当社入社
2015年1月 当社技術本部車両重量機器開発プロジェクトチーム部長
2017年1月 当社生産本部副本部長兼生産技術部長
2019年1月 当社品質管理本部副本部長
2019年4月 当社執行役員品質管理本部長
2021年1月 当社執行役員技術本部長
2021年3月 当社取締役執行役員技術本部長（現任）

取締役候補者とした理由

西川清彦氏は当社技術部門、生産部門、品質管理部門の責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は取締役技術本部長として当社グループの技術発展に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

7

たかの ふみお
高野 二三夫

新任

■ 生年月日

1961年2月1日生

■ 所有する当社の株式数

20,000株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月 当社入社
2009年1月 当社経営管理本部経理部長
2011年1月 当社経営管理本部副本部長兼経理部長
2015年1月 当社経営管理本部副本部長兼経理部長兼人事・総務部長
2017年4月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長
2018年1月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼企画・経理部長
2022年1月 当社執行役員経営管理本部長兼財務経理部長（現任）

取締役候補者とした理由

高野二三夫氏は当社経営管理部門の責任者を歴任し、幅広い知見を有しており、現在は執行役員経営管理本部長として当社グループの経営に高い手腕を発揮しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

8

ももせ たかこ
百瀬 崇子

新任 社外 独立

■ 生年月日

1977年2月13日生

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位および担当

2011年12月 弁護士登録
2014年12月 高橋法律事務所入所（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

百瀬崇子氏は弁護士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は過去に会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
2. 取締役坂野浩義氏および西川清彦氏は、2021年3月30日開催の第74期定時株主総会において選任され就任いたしました。なお、就任後に開催された取締役会は10回であります。
3. 百瀬崇子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は百瀬崇子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 百瀬崇子氏が選任された場合、当社は百瀬崇子氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役澤田佳伸、和田敏、砂山晃一の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

さわだ よしのぶ
澤田 佳伸

再任

- 生年月日
1959年3月10日生
- 取締役在任年数
4年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 監査等委員会への出席状況
100%（16/16回）
- 所有する当社の株式数
31,300株

略歴、当社における地位および担当

1981年4月 当社入社
2009年1月 当社経営管理本部人財開発部長
2015年1月 当社生産本部副本部長
2016年1月 当社品質管理本部副本部長
2017年1月 当社内部監査室長
2018年3月 当社監査等委員である取締役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

澤田佳伸氏は当社において経営管理部門、生産部門、品質管理部門、内部監査室を歴任し、幅広い知見を有しております。その豊富な経験と実績に基づく高い見識は、当社グループの中長期的な企業価値向上および持続的成長に資すると判断したため、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

わだ さとし
和田 敏

再任 社外 独立

- 生年月日
1953年7月19日生
- 取締役在任年数
3年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（14/14回）
- 監査等委員会への出席状況
100%（16/16回）
- 所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位および担当

1977年4月 株式会社山形銀行入行
2001年10月 同行米沢西支店長
2010年4月 同行監査部長
2011年7月 一般社団法人山形県銀行協会常務理事
2019年3月 当社監査等委員である取締役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

和田敏氏はこれまで株式会社山形銀行監査部長および一般社団法人山形県銀行協会常務理事を歴任されるなど豊富な経験と広い視野を有しており、中立・公正な立場から取締役の役割を果たせると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

あやべ しゅうじ
綾部 収治

新任 **社外** **独立**

■ **生年月日**

1956年3月15日生

■ **所有する当社の株式数**

0株

略歴、当社における地位および担当

1979年4月 株式会社富士銀行入行
2009年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員
2011年3月 昭栄株式会社取締役専務執行役
2012年6月 芙蓉総合リース株式会社専務執行役員
2015年6月 みずほファクター株式会社代表取締役社長
2019年6月 上野製菓株式会社取締役
東京高速道路株式会社社外取締役（現任）
東邦化学工業株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

東京高速道路株式会社社外取締役
東邦化学工業株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

綾部収治氏は長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、またこれまで他の会社の取締役を歴任され、企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位および担当

1967年4月 東亜電波工業株式会社入社
2005年6月 東亜ディーケーケー株式会社取締役経営管理副本部長
2009年6月 同社常務取締役
2014年6月 同社取締役副社長管理本部統括、財務担当
2020年6月 同社取締役副社長管理本部統括、経営財務担当
2021年6月 同社シニア・アドバイザー（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

玉井亨氏はこれまで東亜ディーケーケー株式会社取締役として重要なポストを歴任され、豊富な経験と知識を有しており、当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4

たま い あきお
玉井 亨

新任 **社外** **独立**

■ **生年月日**

1945年2月23日生

■ **所有する当社の株式数**

500株

- (注) 1. 和田敏氏、綾部収治氏、玉井亨氏の3名は社外取締役候補者であります。
2. 当社は和田敏氏、綾部収治氏、玉井亨氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 澤田佳伸氏および和田敏氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を継続する予定であります。また、綾部収治氏および玉井亨氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第425条第1項の最低責任限度額を当社に対する責任限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

ご参考 当社の取締役会の構成（スキル・マトリックス）

当社は、取締役の選任につきまして、個々の取締役の能力、見識及び経験等に基づき、取締役会全体としての多様性とバランスを確保し、当社の企業価値向上に資する適切な人財を配置することを基本的な方針としております。

上記を踏まえ、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に資する人選を行い、取締役会を構成しております。なお、以下の取締役会の構成は本総会における取締役選任議案が全て原案どおり承認可決された場合を前提に作成しております。

氏名		企業経営・組織運営	研究開発・生産	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスク管理	グローバル
田中 義一		○		○	○	○	
斎藤 美雄		○			○	○	○
庄野 誠一		○		○			○
国信 功		○		○			
坂野 浩義		○	○			○	○
西川 清彦		○	○				
高野二三夫		○			○		
百瀬 崇子	社外					○	
澤田 佳伸	監査等委員		○		○	○	
和田 敏	監査等委員 社外				○	○	
綾部 収治	監査等委員 社外	○		○	○	○	
玉井 亨	監査等委員 社外	○			○	○	

(注) 1. 上記スキル・マトリックスは、各取締役候補者が有する専門性と経験をもとに4項目を上限に設定しております。

2. スキル・マトリックスにおける各項目の選定理由は下記のとおりであります。

スキル項目	スキル項目の選定理由
企業経営・組織運営	事業環境の変化に応じた中長期的に持続可能な成長戦略の策定・実行のためには、企業経営全般もしくは組織運営に関する知識や経験が必要なため。
研究開発・生産	持続的な発展に向けた技術力・開発力の更なる強化や、品質の高い製品の安定的な生産・供給を実現するためには、技術・開発・生産に関する知識や経験が必要なため。
営業・マーケティング	持続的な成長に向けた事業の拡大によって収益基盤を強化するためには、営業・マーケティングに関する知識や経験が必要なため。
財務・会計	財務報告の正確性の確保、また、強固な財務基盤を構築し、持続的な企業価値向上に向けた財務戦略を策定するためには、財務・会計分野における知識や経験が必要なため。
法務・リスク管理	持続的な企業価値向上の基盤として、取締役会における経営監督の実効性向上をはかるためには、法務・リスク管理に関する知識や経験が必要なため。
グローバル	海外における成長戦略の策定や、海外子会社の経営監督の実効性を確保するためには、海外事業や海外における組織運営経験が必要なため。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動の制約がありました。中国経済の拡大や国内においてもワクチン接種の進展により、製造業をはじめ総じて回復基調で推移いたしました。一方で世界的な半導体や電子部品等の納期遅延に伴うサプライチェーンの混乱、変異株拡大への懸念など、先行き不透明感が懸念されております。

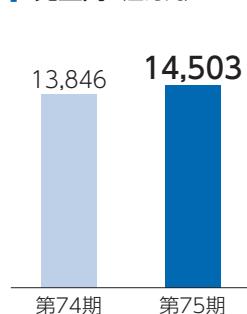
当社ユーザーにおきましては、生産活動回復に伴う設備投資の増加が見られる一方で、一部においては設備投資の繰延べも見られる等、景況感は企業によりまだら模様となっております。

このような事業環境のなか、当社グループは、Webによる商談を活用するなど受注の確保に向けて、積極的な活動を展開しました。また、インフラ関連の現場設置案件につきましては、お客様との工程管理を密に行い、工事等における遅延を回避すべく管理の徹底に努めました。さらに、電子部品等の一部が入手遅延となっている状況下において、部品見直しや部品管理の強化など、全社一丸の取り組みによる納期管理に努めました。

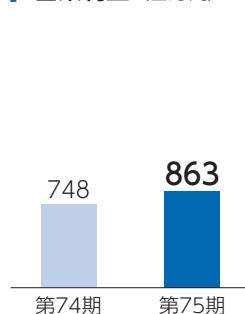
その結果、当連結会計年度における受注高は、高速道路向け設置型車両重量計の大型案件の成約や汎用品の需要回復等により15,318百万円と前年同期に比べ10.6%の増加となりました。売上高は、アジア地区を中心とした海外販売の増加、自動車向け衝突試験用計測システムおよび洋上風力発電監視システム等の大型案件や汎用品の需要回復により、14,503百万円と前年同期に比べ4.7%の増収となりました。

利益につきましては、売上高増収と新型コロナウイルス感染防止に伴い、旅費交通費の減少や、展示会出展の見合わせ等により販売費及び一般管理費が抑制されたことから、営業利益は863百万円と前年同期に比べ15.3%、経常利益は974百万円と前年同期に比べ10.4%とそれぞれ増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、保有株式の一部を売却し投資有価証券売却益を計上したことにより、694百万円と前年同期に比べ22.6%の増益となりました。

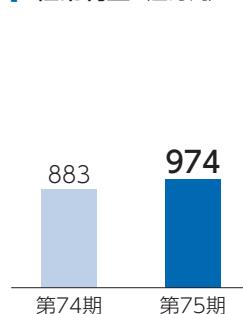
■ 売上高 (百万円)



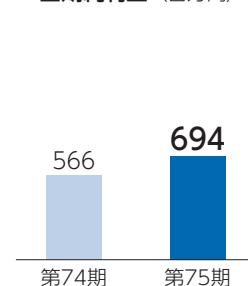
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



セグメント別の状況は、次のとおりであります。

期 別 セグメント の 名 称	前連結会計年度 自 2020年 1月 1日 至 2020年 12月 31日		当連結会計年度 自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月 31日		前 年 度 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	増 減 額	増 減 率
	千円	%	千円	%	千円	%
計 測 機 器	12,738,833	92.0	13,353,279	92.1	614,446	4.8
コンサルティング	1,107,465	8.0	1,150,137	7.9	42,672	3.8
合 計	13,846,298	100.0	14,503,417	100.0	657,118	4.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

計測機器セグメント

汎用品は、センサ関連機器が欧州向け高温カプセルゲージの増加等により、売上高は4,231百万円と前年同期に比べ6.3%、測定器関連機器がレンタル会社向け記録器の増加等により、売上高は1,764百万円と前年同期に比べ8.1%とそれぞれ増収となりました。

特注品関連機器(特定顧客向け製品)は、各種センサの需要が増加したものの、高速道路向け設置型車両重量計の当期竣工額が減少したことにより、売上高は2,275百万円と前年同期に比べ4.7%の減収となりました。

システム製品関連機器は、鉄道関連およびダム関連案件が堅調に推移したほか、自動車向け衝突試験計測システムや洋上風力発電監視システム等の大型案件が寄与したことにより、売上高は2,299百万円と前年同期に比べ4.2%の増収となりました。

保守・修理部門は機器修理が減少し、売上高は1,039百万円と前年同期に比べ0.3%の減収となりました。

以上その他を含め、計測機器セグメントは、売上高が13,353百万円と前年同期に比べ4.8%の増収となりました。また、セグメント利益(売上総利益)は4,568百万円と前年同期に比べ3.0%の増益となりました。

コンサルティングセグメント

コンサルティングセグメントは、鉄道関連および各種構造物の計測業務が堅調であったことから、売上高は1,150百万円と前年同期に比べ3.8%の増収となりました。また、セグメント利益(売上総利益)は454百万円と前年同期に比べ17.0%の増益となりました。

なお、海外売上高につきましては、中国経済の回復およびタイにおける大型案件の成約等により、売上高は2,232百万円と前連結会計年度に比べ32.4%の増収となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は439百万円であり、生産設備の更新を中心とした機械装置等であります。
- ③ 資金調達の状況
特記事項はございません。
- ④ 対処すべき課題
新型コロナウイルス禍による事業活動の変化やサステナビリティに対する社会の関心の高まり等により産業構造が変化しています。
当社グループは、このような事業環境の変化に適応するため、2022年を初年度とする新中期経営計画をスタートいたしました。「計測を通じ、お客様と共に社会と人の安全を実現し、安心な未来をつくる」の経営ビジョンのもと、新中期経営計画に基づく次の重点施策の確実な実行により持続的な成長と企業価値向上につなげてまいります。

「組織基盤の強化」

開発体制では、組織によって分断されていた開発業務を、顧客視点で一体感をもって協働できるよう組織を統合し、新開発業務のスピードアップと人材の育成、技術・技能の伝承に取り組むとともに、既知と新知を融合させることで、成長に向けた新製品の探索に取り組んでまいります。

生産体制では、品質保証部に信頼性管理課を新設し、社内における検査体制等の見直しにより、不適合製品が外に出ていかない仕組みの構築に取り組み、クレーム処理に対する時間、作業のやり直しなど、生産性を大きく損ね収益の悪化につながる部分の改善を進めてまいります。

「顧客ニーズに適応した営業力の強化」

デジタル技術を活用した「攻め」の販促マーケティング力を強化し、多様化する顧客の要望にスピーディに対応できる営業力を備え、顧客数や汎用品販売高の回復を図ってまいります。ポストコロナ時代における営業スタイルの構築に向け、どこに・何を・どう販売(PR)していくかといった販売戦略の立案、新たな用途開発の推進、成長に向けて欠かすことができない汎用品販売や顧客数減少への歯止めなどに対し一体となって取り組むことで、営業員に対するサポート体制を強化してまいります。

「既存事業の拡大」

SDGs(持続可能な開発目標)への取り組みが求められる中、治水・発電用のダム管理や道路保全といったインフラの維持管理は重要となっております。当社の強みであるフィールドエンジニアリングと校正事業の強化により、魅力あるサービスをお客様に提供し、製品販売の拡大による既存事業の着実な向上を図るべく、技術者の育成・確保に取り組んでまいります。

「ESG経営への取り組み」

CSR推進室を新設し、持続可能な未来づくりに向けて社内意識を高め、環境や社会に貢献するとともに、ガバナンスの強化により社会的要請にこたえるべく、サステナビリティ活動に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 72 期 2018年度	第 73 期 2019年度	第 74 期 2020年度	第 75 期 2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	15,990	15,578	13,846	14,503
経 常 利 益 (百万円)	1,566	1,459	883	974
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,101	924	566	694
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	39.35	33.43	20.51	25.14
総 資 産 (百万円)	23,322	23,935	23,530	24,041
純 資 産 (百万円)	15,590	16,345	16,469	17,091

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の議決権比率			主要な事業内容
		直接	間接	合計	
株 式 会 社 山 形 共 和 電 業	100	100	—	100	電気機器、測定器の製造販売
株 式 会 社 甲 府 共 和 電 業	20	100	—	100	電気機器、測定器の製造販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 企業結合の経過およびその成果 該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

電気機器、測定器等の製造販売ならびに輸出入、諸計測のコンサルタント業務

(5) 主要な営業所および工場

① 当 社

本 社 ・ 工 場	東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
山 形 工 場	山形県東根市大字東根甲7057番地24
営 業 所	東京(千代田区)、大阪、名古屋、福岡、広島 札幌、筑波、明石、厚木、北関東(熊谷市) 豊田、宇都宮、東北(仙台市)

② 子会社

株式会社 山形共和電業	山形県東根市
株式会社 甲府共和電業	山梨県甲府市
株式会社 共和計測	東京都調布市
株式会社 ニューテック	兵庫県播磨町
株式会社 共和サービスセンター	東京都調布市
タマヤ計測システム 株式会社	東京都品川区
共和電業(上海)貿易有限公司	中国(上海)
KYOWA AMERICAS INC.	アメリカ(ミシガン州ノバイ)
KYOWA DENGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ(バンコク)

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称				従業員数 (名)
計	測	機	器	502
コ	ン	サ	ル	50
全			社 (共 通)	252
	合	計		804

- (注) 1. 従業員数には取締役、執行役員、理事、嘱託および臨時従業員を除いております。
2. 全社 (共通) には、管理部門および営業部門を含めております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男 性	389	△17	40.3	16.0
女 性	83	△2	40.9	16.9
合計または平均	472	△19	40.5	16.2

- (注) 従業員数には取締役、執行役員、理事、嘱託および臨時従業員を除いております。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
	百万円
株式会社 みずほ銀行	800
株式会社 三菱UFJ銀行	250
株式会社 山形銀行	250
株式会社 山梨中央銀行	200
みずほ信託銀行 株式会社	100
株式会社 りそな銀行	50

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 99,570,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 28,058,800株
(自己株式436,858株を含む) |
| ③ 株主数 | 4,590名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,845	10.30
共和電業従業員持株会	1,955	7.07
アジア電子工業株式会社	1,720	6.22
共和協栄会	1,337	4.84
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,039	3.76
光通信株式会社	988	3.57
株式会社チノー	936	3.38
株式会社みずほ銀行	850	3.07
株式会社ニッカトー	841	3.04
富国生命保険相互会社	650	2.35

(注) 持株比率は、自己株式(436千株)を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田 中 義 一		共和電業（上海）貿易有限公司董事長
常 務 取 締 役	斎 藤 美 雄	経営管理本部長	株式会社山形共和電業代表取締役社長 KYOWA AMERICAS INC. 取締役社長 KYOWA DENGYO (THAILAND) CO.,LTD.取締役社長
常 務 取 締 役	庄 野 誠 一	営業統括兼海外営業本部長	共和電業（上海）貿易有限公司総経理
取 締 役	国 信 功	国内営業本部長	
取 締 役	坂 野 浩 義	経営戦略室長	タマヤ計測システム株式会社代表取締役社長
取 締 役	西 川 清 彦	技術本部長	
取締役相談役	舘 野 稔		
取締役（常勤監査等委員）	澤 田 佳 伸		
取締役（監査等委員）	和 田 敏		
取締役（監査等委員）	砂 山 晃 一		株式会社ビックカメラ取締役監査等委員(社外)

(注) 1. 当期中の取締役の異動

上記取締役（監査等委員を除く）は、いずれも2021年3月30日開催の第74期定時株主総会において選任され就任いたしました。なお、同総会終結の時をもって、五十嵐卓哉氏および生沼伸夫氏は任期満了により退任いたしました。

2. 取締役和田敏および砂山晃一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役澤田佳伸氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員を除く）および使用人からの情報収集ならびに重要な社内会議での情報共有および内部監査部門等との十分な連携を行うためであります。
4. 当社は、取締役和田敏および砂山晃一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役和田敏氏および砂山晃一の両氏は、金融機関における実務経験があることから、金融面をはじめとした幅広い知識と、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は執行役員制度を採用しており、2021年12月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	田 中 義 一	執 行 役 員	大 原 寿 昭
常務取締役執行役員	斎 藤 美 雄	執 行 役 員	青 野 徹
常務取締役執行役員	庄 野 誠 一	執 行 役 員	前 田 芳 巳
取締役執行役員	国 信 功	執 行 役 員	高 野 二三夫
取締役執行役員	坂 野 浩 義	執 行 役 員	長谷川 栄 一
取締役執行役員	西 川 清 彦	執 行 役 員	阿 部 浩 実

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労引当金繰入額	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	169,526千円	124,162千円	22,000千円	19,887千円	3,476千円	9名
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	24,802千円 (10,800千円)	24,802千円 (10,800千円)	—	—	—	3名 (2名)
合 計 (うち社外取締役)	194,328千円 (10,800千円)	148,964千円 (10,800千円)	22,000千円	19,887千円	3,476千円	12名 (2名)

(注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.業績連動報酬等として、執行役員を兼務する取締役（監査等委員を除く）に対して役員賞与を支給しており、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額22,000千円を記載しております。

役員賞与の算定の基礎となる業績指標は、当該事業年度の役員賞与引当金繰入額を控除する前の税引前当期純利益であり、その算定方法は、この指標に基づく税引前当期純利益に対し、「役員賞与取扱内規」に基づく一定割合を乗じた額を支給限度額とし、当該事業年度の目標値に対する達成度合いに応じた額を役員賞与総額とするものであります。また、その算定理由は、役員賞与は単年度の業績に基づくと考えているためであります。

なお、当事業年度の業績指標の実績は、損益計算書における税引前当期純利益761,717千円に役員賞与引当金繰入額22,000千円を加えた額となります。

3.上記のほか、社外取締役が当社の子会社等から受けた役員としての報酬額は、600千円です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議しており、その概要は以下に記載のとおりです。

I 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能すると同時に、個々の取締役が果たすべき責任や成果に対する対価として支給することを基本方針とする。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等は、執行役員を兼務する場合、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与および退職慰労金とする。

執行役員を兼務しない取締役および監査等委員である取締役については、その職責から固定報酬としての基本報酬のみとする。

報酬限度額(固定報酬および業績連動報酬の総額)は、定款の定めにより監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会で決議された金額とし、報酬は金銭報酬として支払うこととする。

取締役の報酬に関する決定プロセスの透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的に、構成員の半数以上を社外取締役とする任意の委員会として「取締役人事・報酬等諮問委員会」を設置し、各取締役の報酬額の決定にあたっては、諮問委員会による意見を經たうえで決定する。

II 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬としての基本報酬は、月額報酬とし、役位、職責、業績、経営情勢および取締役各々の貢献度等を総合的に勘案して決定する。

III 業績連動報酬等の額、算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である役員賞与は、当該事業年度の役員賞与引当金繰入額を控除する前の税引前当期純利益を指標と定め、「役員賞与取扱内規」に基づく一定割合を支給限度額とし、当該事業年度の目標値に対する達成度合いに応じた額を役員賞与総額とする。

なお、支給金額および支給時期については、「取締役人事・報酬等諮問委員会」による意見を經たうえで取締役会において決議する。

IV 固定報酬の額と業績連動報酬の額の取締役の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬の額と業績連動報酬の額の取締役の報酬等の額に対する割合は定めない。

V 退職慰労金の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

退職慰労金は、在任期間や期間中の役位および貢献等、当社の定める一定の基準に従い算定した額を支給する。

VI 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く)

基本報酬の額は、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する代表取締役社長が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、「役員報酬内規」に基づき、役位、職責、業績、経営情勢および取締役各々の貢献度等を総合的に勘案して決定する。

なお、各取締役の基本報酬額の決定にあたっては、「取締役人事・報酬等諮問委員会」による意見を経たうえで決定する。

業績連動報酬としての役員賞与の額は、その算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する代表取締役社長が、取締役会で決議された役員賞与の総額を、役位・貢献状況等、個別支給額の基準に基づき決定する。

退職慰労金は、在任期間や期間中の役位および貢献等、当社の定める一定の基準に従い算定した額とし、その支給にあたっては、株主総会において決議を得るものとする。

- ・監査等委員である取締役の個人別の基本報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

③ 取締役の報酬等が上記②に記載の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由等

取締役会は、取締役の個人別報酬等の決定にあたり、「取締役人事・報酬等諮問委員会」の意見を經たうえで適切に決定していることから、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

また、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の固定報酬および業績連動報酬の額の算定方法の決定権限を代表取締役社長が有すると定めている理由は、権限と責任の一致の観点において、代表取締役社長が最終決定権を有することが適切と判断したためであります。なお、当事業年度においては、代表取締役社長執行役員である田中義一が決定権限を有しております。

④ 取締役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

区分	報酬限度額	株主総会決議年月日	決議時点の役員の員数
取締役 (監査等委員を除く)	年額200,000千円以内 (使用人給与を含まない)	2016年3月30日 第69期定時株主総会	取締役7名
取締役(監査等委員)	年額45,000千円以内	2016年3月30日 第69期定時株主総会	取締役(監査等委員)3名

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社はすべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・被保険者が会社の役員としての業務について行った行為に起因して生じた会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況について、「3.会社役員に関する事項（1）取締役にに関する事項」に記載のとおりであります。兼職先との関係に開示すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役（監査等委員） 和田 敏	14回/14回 (100%)	16回/16回 (100%)	CIA(公認内部監査人)としての経歴と金融機関における多様な職務経験等を踏まえ、公正・中立な立場から経営上有用な指摘、発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
取締役（監査等委員） 砂山 晃一	14回/14回 (100%)	16回/16回 (100%)	金融機関および他社の監査等委員等として培った多様な経験・見識等を踏まえ、公正・中立な立場から経営上有用な指摘、発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称等 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額	44,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が公正不偏の態度および独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を順守しているかどうか等を確認し、監査体制、独立性および専門性が適切であると判断した場合は、会計監査人の選任議案を決定または解任・不再任議案を提出しない決定をするものとし、いずれかが不適切で会計監査の適正性および信頼性に疑義があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任議案を決定するものとします。

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当する可能性があると認識した場合は確認の上、該当の有無を判断するものとし、監査等委員全員が該当・解任相当と判断した場合は会計監査人を解任します。また、1人以上の監査等委員が該当・解任相当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任議案の決定を検討するものとします。

- (注) 本事業報告中の記載金額および株式数については単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	16,247,253	流 動 負 債	4,932,132
現金及び預金	6,889,733	支払手形及び買掛金	1,519,009
受取手形及び売掛金	4,786,488	短期借入金	1,600,000
有価証券	800,000	1年内返済予定の長期借入金	5,556
商品及び製品	909,047	未払法人税等	144,303
仕掛品	1,225,384	賞与引当金	185,042
未成工事支出金	62,682	役員賞与引当金	25,500
原材料及び貯蔵品	1,494,429	執行役員賞与引当金	3,000
その他の他	80,307	設備関係支払手形	65,065
貸倒引当金	△ 819	その他の他	1,384,656
固 定 資 産	7,793,916	固 定 負 債	2,017,133
有 形 固 定 資 産	4,857,625	長期借入金	44,444
建物及び構築物	2,664,437	役員退職慰労引当金	99,997
機械装置及び運搬具	587,455	執行役員退職慰労引当金	23,745
工具、器具及び備品	168,369	退職給付に係る負債	1,637,429
土地	1,298,220	資産除去債務	13,953
建設仮勘定	30,675	その他の他	197,564
その他の他	108,466	負 債 合 計	6,949,266
無 形 固 定 資 産	110,453	(純 資 産 の 部)	
その他の他	110,453	株 主 資 本	16,179,342
投 資 そ の 他 の 資 産	2,825,837	資 本 金	1,723,992
投資有価証券	1,687,766	資 本 剰 余 金	1,854,080
従業員に対する長期貸付金	5,161	利 益 剰 余 金	12,759,863
退職給付に係る資産	813,075	自 己 株 式	△ 158,593
繰延税金資産	190,438	その他の包括利益累計額	804,420
その他の他	129,396	その他有価証券評価差額金	626,172
貸倒引当金	△ 0	為替換算調整勘定	84,102
		退職給付に係る調整累計額	94,145
		非支配株主持分	108,141
資 産 合 計	24,041,170	純 資 産 合 計	17,091,904
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,041,170

連結損益計算書 (2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		14,503,417
売上原価		9,480,817
売上総利益		5,022,599
販売費及び一般管理費		4,159,242
営業利益		863,357
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,718	
その他の収益	89,340	138,059
営業外費用		
支払利息	11,325	
その他の費用	15,123	26,448
経常利益		974,967
特別利益		
投資有価証券売却益	96,940	96,940
特別損失		
投資有価証券評価損	11,917	11,917
税金等調整前当期純利益		1,059,990
法人税、住民税及び事業税	272,435	
法人税等調整額	76,902	349,338
当期純利益		710,651
非支配株主に帰属する当期純利益		16,123
親会社株主に帰属する当期純利益		694,527

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	13,516,882	流動負債	4,919,726
現金及び預金	4,926,280	支払手形	269,223
受取手形	371,244	支子記録債	667,958
電子記録債	1,087,241	買掛金	772,041
売掛金	3,105,396	短期借入金	1,600,000
有価証券	800,000	未払費用	47,851
商品及び製品	767,720	未払法人税等	700,556
仕掛品	817,296	未払消費税	77,421
完成品及び貯蔵品	51,860	前払消費税	241,676
原材料及び貯蔵品	1,354,442	前受り金	130,030
渡り金	4,527	賞与引当金	159,908
払入	48,848	役員賞与引当金	131,913
未収金	175,460	役員賞与引当金	22,000
倒引当金	6,732	執行役員賞与引当金	3,000
固定資産	△168	設備関係支払手形	65,065
有形固定資産	6,984,338	退職給付引当金	31,078
建物	4,083,031	退職給付引当金	1,342,382
構築物	2,456,298	役員退職慰労引当金	86,115
機械及び装置	99,974	執行役員退職慰労引当金	23,745
器具及び備品	577,374	資産除の	13,953
土地	112,197		102,132
建設仮勘定	698,936		
その他固定資産	30,812		
無形固定資産	107,437		
電話加入権	102,235		
ソフトウェア	3,154		
その他	89,128		
投資その他の資産	9,951		
投資有価証券	2,799,071		
関係会社株	1,687,766		
関係会社出資	272,594		
関係会社長期貸付金	50,000		
従業員に対する長期貸付金	90,000		
差入保証金	5,161		
前払延税引当金	97,451		
繰倒引当金	424,397		
	171,703		
	△3		
資産合計	20,501,221	負債・純資産合計	20,501,221
		負債合計	6,488,055
		(純資産の部)	
		株主資本	13,386,993
		資本金	1,723,992
		資本剰余金	1,854,080
		資本準備金	1,759,161
		その他の資本剰余金	94,919
		利益剰余金	9,967,513
		利益準備金	327,360
		その他利益剰余金	9,640,153
		買換資産圧縮積立金	43,227
		別途積立金	8,542,000
		繰越利益剰余金	1,054,926
		自己株	△158,593
		評価・換算差額	626,172
		その他有価証券評価差額金	626,172
		純資産合計	14,013,165

損益計算書 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)

科 目	金 額
売上高	13,367,887
売上原価	9,679,352
売上総利益	3,688,535
販売費及び一般管理費	3,426,999
営業利益	261,536
営業外収益	
受取利息及び配当金	291,117
その他の	214,239
営業外費用	
支払利息	10,310
その他の	79,888
経常利益	676,695
特別利益	
投資有価証券売却益	96,940
特別損失	
投資有価証券評価損	11,917
税引前当期純利益	761,717
法人税、住民税及び事業税	121,692
法人税等調整額	46,983
当期純利益	593,041

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社 共和電業
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 野 祐 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社共和電業の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社共和電業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社 共和電業
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯 畑 史 朗
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 祐 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社共和電業の2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

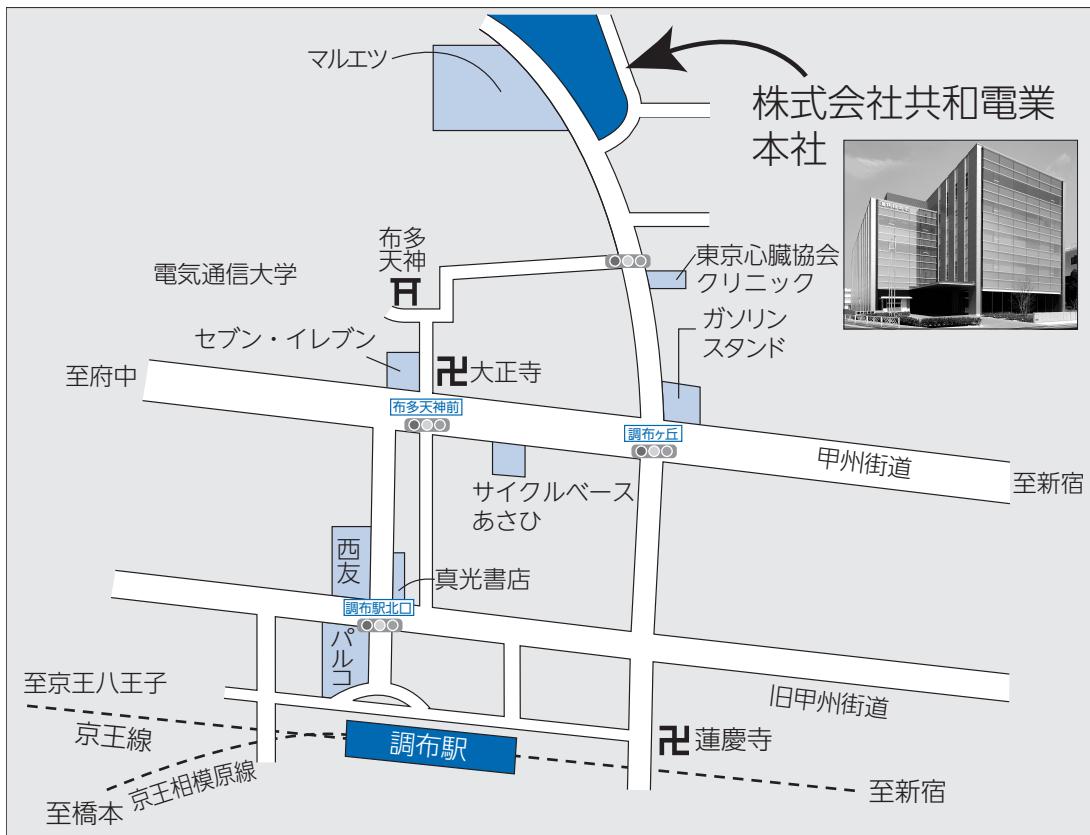
株式会社 共和電業 監査等委員会
 監査等委員(常勤) 澤 田 佳 伸 ㊟
 監査等委員 和 田 敏 ㊟
 監査等委員 砂 山 晃 一 ㊟

(注) 監査等委員和田敏及び砂山晃一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

場 所：東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1
株式会社共和電業 本社会議室
電 話 042-488-1111 (大代)
交 通：京王線 調布駅下車 徒歩約15分



なお、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

